

○山梨県警察災害対策検討委員会設置要領

〔 令和 5 年 3 月 1 6 日 〕
〔 例規甲（備二危）第115号 〕

第1 設置

警察本部に、山梨県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、国及び山梨県で策定される各種方針を踏まえ、山梨県警察における災害対策の見直しを幅広く検討することを任務とする。

第3 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

警備部長

委員 総務室長

首席監察官

生活安全部長

刑事部長

交通部長

警察学校長

関東管区警察局山梨県情報通信部長

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

- 3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 幹事会

- 1 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、災害対策に関する企画、立案及び総合調整を行い、山梨県警察における災害諸対策の推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長

副幹事長 警備部参事官

幹事 総務室会計課長

警務部警務課長

生活安全部生活安全企画課長
刑事部刑事企画課長
交通部交通企画課長
警備部警備第一課長
警備部警備第二課長
関東管区警察局山梨県情報通信部機動通信課長

3 委員会の運営に関するこの要領の定めは、幹事会の運営について準用する。

第5 作業部会

- 1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部 会 長 警備部警備第二課長
副 部 会 長 警備部警備第二課危機管理室長
部 会 員 総務室総務課県民広報相談センター広聴・広報担当所長補佐
総務室会計課予算担当課長補佐
警務部警務課企画室企画第一担当室長補佐
警務部警務課装備担当課長補佐
警務部教養課教養担当課長補佐
警務部監察課留置管理室留置管理担当室長補佐
警務部厚生課厚生担当課長補佐
警務部情報管理課情報システム企画・指導担当課長補佐
生活安全部生活安全企画課犯罪抑止担当課長補佐
生活安全部地域課山岳警備安全対策隊隊長補佐
生活安全部少年・女性安全対策課企画・指導担当課長補佐
生活安全部生活安全捜査課企画・指導担当課長補佐
生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策担当課長補佐
刑事部刑事企画課企画調整担当課長補佐
刑事部捜査第一課企画・指導担当課長補佐
刑事部捜査第一課検視指導室検視第二担当室長補佐
刑事部捜査第二課知能犯・告訴告発担当課長補佐
刑事部組織犯罪対策課企画・暴排担当課長補佐
刑事部鑑識課現場鑑識担当補佐
刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当所長補佐
刑事部機動捜査隊副隊長
交通部交通企画課企画担当課長補佐

交通部交通指導課指導取締担当課長補佐
交通部交通規制課規制企画担当課長補佐
交通部運転免許課免許担当課長補佐
交通部交通機動隊副隊長
交通部高速道路交通警察隊交通捜査担当隊長補佐
警備部警備第一課情報第二担当課長補佐
警備部警備第一課サイバー攻撃・事件担当課長補佐
警備部警備第一課外事・国際テロリズム対策室対策第一担当室長補佐
警備部警備第二課警衛・警護室警衛・警護担当室長補佐
警備部警備第二課危機管理室災害・富士山噴火担当室長補佐
警備部警備第二課危機管理室実施担当室長補佐
警備部機動隊副隊長
警察学校教務担当校長補佐
関東管区警察局山梨県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官

3 委員会の運営に関するこの要領の定めは、作業部会の運営について準用する。

第6 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警備部警備第二課において処理する。